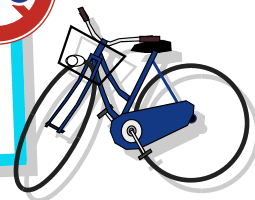


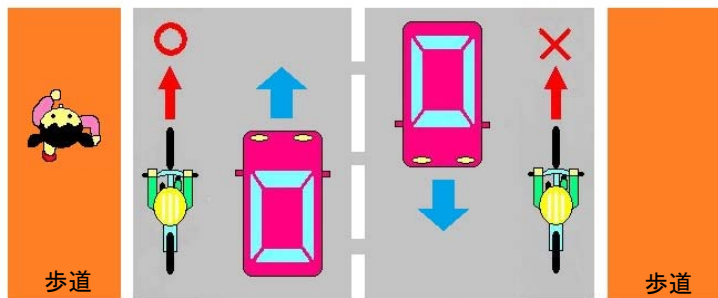
知っていますか？ 守っていますか？

自転車の安全ルール



自分・歩行者を守るために

- 自転車は、車の仲間です。車道が原則、歩道は例外！



車道は、左側通行！
右側通行は禁止です。

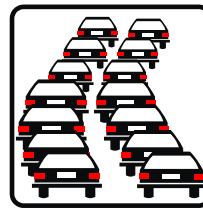


自転車に乗るときは、
ヘルメットの着用に
つとめましょう。



歩道を自転車で通行できるのは…

- ①この標識がある歩道
- ②子ども(13歳未満)
- ③お年寄り(70歳以上)
- ④車道または交通の状況からみてやむを得ないとき

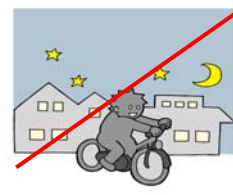
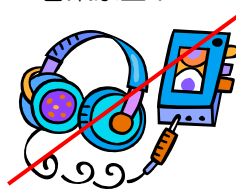
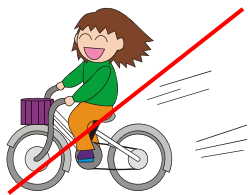


歩道では、
歩行者優先で
車道よりを
徐行しよう！



安全に運転するために

- 高速走行禁止！
- 並進禁止！
- ヘッドホン等での音楽禁止！
- 夜間の無灯火禁止！



- 傘さし運転禁止！
- 携帯電話などの使用禁止！
- 二人乗り禁止！
- 飲酒運転禁止！



★ いずれの場合も、罰金などがかけられる場合があります！
★ 信号や標識に従い、安全に自転車を運転しましょう。

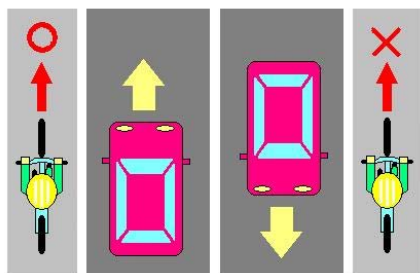
じてんしゃ りよう
～自転車を利用しているみなさんへ～

自転車のルールが変わります！



平成25年
12月～

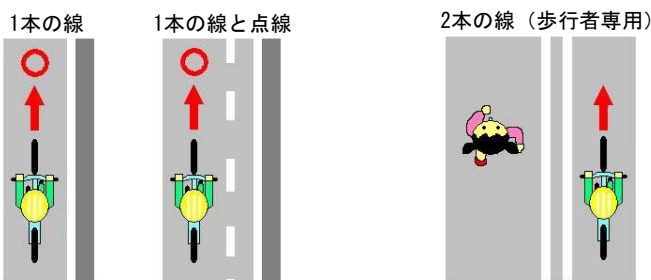
① 自転車の路側帯を通るときは、道路の左側しか通れません！



じてんしゃ ろそくたい とお どうろ ひだりがわ とお
自転車で路側帯を通るときは、道路の左側にある路側帯しか通れません。

じてんしゃ とお ろそくたい
○自転車が通れる路側帯

じてんしゃ とお ろそくたい
×自転車が通れない路側帯



※ 路側帯とは？ = 歩く人のためのスペースをつくるために、歩道のない道路などで車道と白い線で区切られた部分のことです。

Q. 道路に歩道があるときはどこを通ればいいの？

A. ★自転車は車のなかまなので、車道の左側を通らなければなりません。ただし、

- 「歩道通行可」の標識があるとき
- 13才未満の子ども、70才以上のお年よりや、体が不自由な人が自転車に乗るとき
- 車道を走るのが危険なとき（道路が工事中のとき、車がじゃまで通れないとき など）



「自転車の歩道通行可」のマーク

は歩道を通ってもよいことになっています。

★歩道を通るときは、歩く人が優先なので、車道側をすぐに止まれる速さで通りましょう。

また、歩く人のじゃまになるときは、一度止まらなければなりません。



② ブレーキをつけていない自転車に乗ってはいけません！

あ！
ブレーキがない！



★ブレーキがないなどの、安全に止まるための装置をつけていない自転車は、警察官に停止を求められ、検査をされることがあります。

★そして、その装置がなかったり、こわれているときは、自転車の整備をするよう注意されたり、自転車の運転をしないよう命令されることがあります。

自転車は便利な乗り物ですが、乗り方を間違えば他人を傷つけてしまうこともある、とても危険な乗り物です。自転車のルールとマナーを守って、事故を起こしたり事故にあったりしないよう心がけましょう。

